

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の終了(七件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……五
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……七

### 告示

●東京都告示第千四百二十八号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、羽村市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十九年九月十九日  
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 羽村市  
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)  
 三 測量の区域 羽村市地内  
 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百二十九号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、あきる野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十九年九月十九日  
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 あきる野市  
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)  
 三 測量の区域 あきる野市地内  
 四 測量の期間 平成二十八年十二月十日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百三十号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十九年九月十九日  
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 瑞穂町  
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)  
 三 測量の区域 瑞穂町地内  
 四 測量の期間 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百三十一号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日の出町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十九年九月十九日  
 東京都知事 小池 百合子

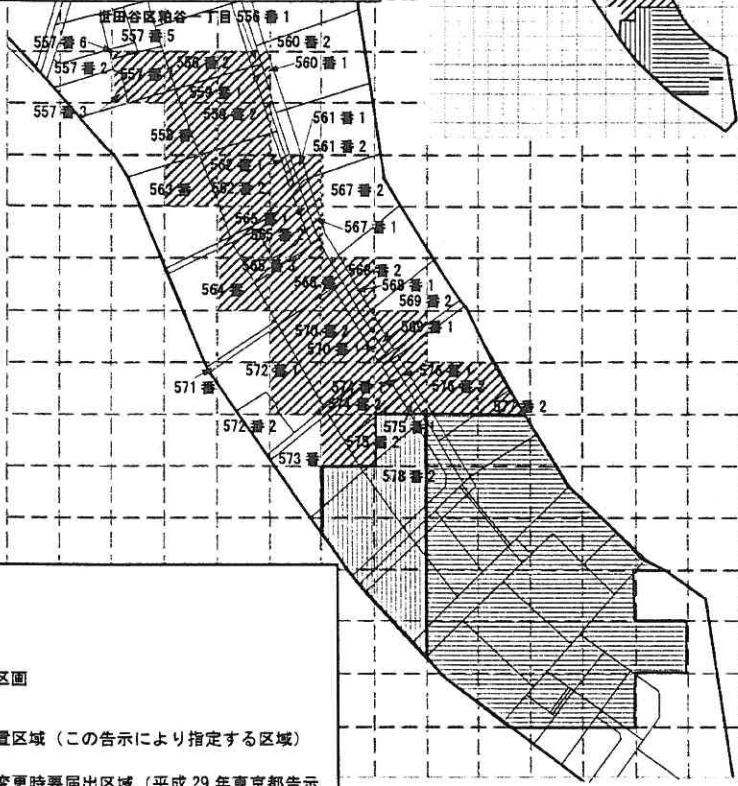
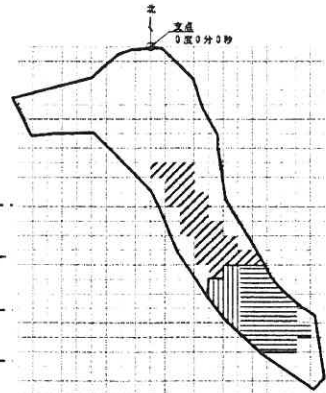
一 測量施行者 日の出町  
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)  
 三 測量の区域 日の出町地内  
 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百三十二号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第五建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知が

別図

**【支点】**  
 支点 X: -37530.912, Y: -19926.734  
 ※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度】0度0分0秒**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



**凡例**

- 敷地
- 単位区画
- 筆界
- //// 要措置区域(この告示により指定する区域)
- ==== 形質変更時要届出区域(平成29年東京都告示第916号により指定した区域)
- |||| 形質変更時要届出区域(平成29年東京都告示第1064号により指定した区域)

●東京都告示第千四百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千七百九十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十九日

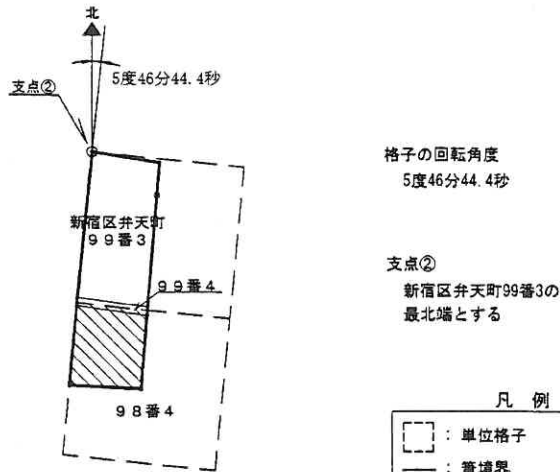
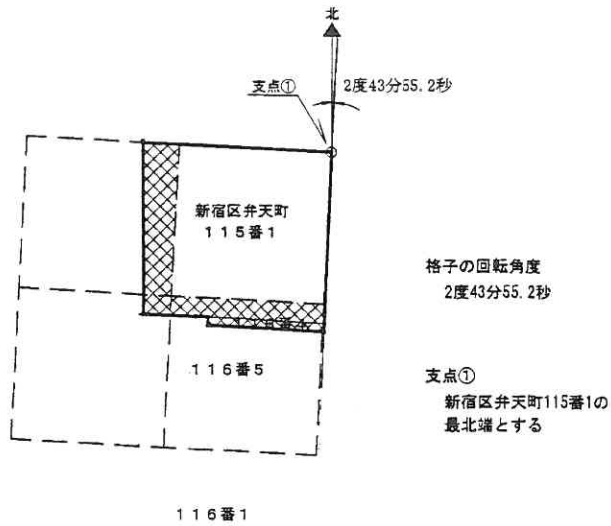
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区弁天町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



凡 例

	: 単性格子
	: 筆境界
	: 敷地境界
	: 指定を解除する区域
	: 形質変更時要届出区域 <small>(平成29年東京都告示第1796号で指定された区域)</small>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市大字日野地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物